事業主、 労務担当者様 ぜひ

秘密厳守

相談· 専門家派遣 無料

まする。 (社会保険労務士等) (社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか?

- □ 残業60時間超の賃金引き上げ
 - 義務化(2023年4月)
- □ 育児・介護休業法改正 (2022年4月)
- □ パワーハラスメント防止措置

義務化(2022年4月)

- □ 同一労働同一賃金
- □ 時間外労働の上限規制
- □ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた 相談方法が選べる!

「熊本働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連 法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介 護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両 立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメン ト防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・ 副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。 相談方法

- 1 企業訪問
- (2) 電話・メール
- (3) センター来所

オンラインでの ご相談にも対応可能



熊本働き方改革推進支援センター

THE 0120-041-124

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒860-0025

熊本市中央区紺屋町2丁目8-1 熊本県遺族会館2-7

URL https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。

働き方改革 熊本

Q検索





2022年

育児・介護休業法における義務化

パワーハラスメント防止措置の義務化

女性活躍推進法における義務化 (労働者101人以上の事業主)

2019年4月

年次有給休暇の 確実な取得

2019年4月~ 中小企業 2020年4月~

> 時間外労働の 上限規制

2020年4月~ 2021年4月~

同一労働同一賃金

FAX: 096-355-3492

問 申込書 個

態本働き方改革推進支援センター

事業場名						ご担 氏:			
所在地	₽	-							
連絡先	電話	B話			E-MAIL				
	FAX					E-IVIA			
訪問 希望日	· 令和	年 年	月	日	()			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	口 年	月	日	()		オンライン相談希望	
	· 令和	年 年	月	日	()	※後	台、日程調整のお電話を差し上げます。	
相談内容 /をお付け 下さい	□ 残業時間の上限規制 □ 人手不足								
	□ 各種助成金の申請・活用 □						最低賃金制度		
							無期転換制度		
							生産性向上への対応		
	□ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) □ 生産性向上への対応 □ 就業規則・賃金規定等の見直し □ 賃金制度全般								
							職務分析・職務評価		
	□ 育児・介護制度の整備						高度プロフェッショナル制度		
	□ 年次有給休暇の取得義務付け								
	□ その他 ▼								
		تا ری							
「個人情報の取	りいたついて								

- ▶ 本申込書にご記入いただいた個人情報(以下「個人情報」)を取得する事業者:ランゲート株式会社(以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先:

情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp

- 取得した個人情報は、「令和 4 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」)の相談支援 のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者(中小企業・小規模事業者等に対する 働き方改革推進支援事業 専門家)に、個人情報を委託することがあります。 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である熊本労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。
 - ※ 上記内容について (チェックしてください) □ 同意する